

売却した中古車の解約を申し出たら...



高額な解約料を請求され不満

「高齢になり、買取事業者に自動車を売却しようと査定を依頼し契約した。その直後、自動車は必要だと思い直しキャンセルを申し出ると、高額な解約料を請求され不満」との相談が入りました。

解約条件は買取事業者により違いがあります。契約成立後は一方的に解約することはできません。契約の前に、売却金額だけではなく、解約条件も十分に検討しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ